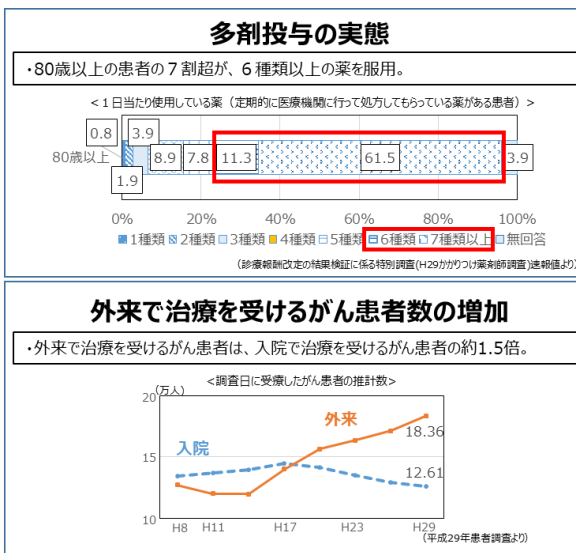
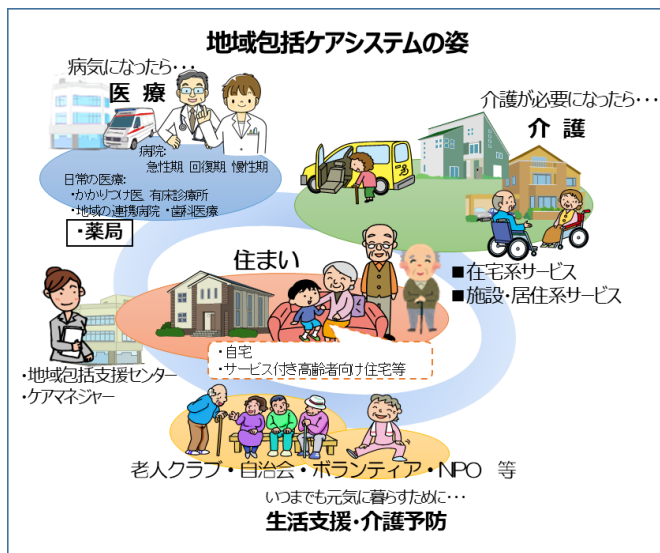




地域連携薬局および専門医療機関連 携薬局の認定について

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定について

- 近年、高齢化が進捗し、新薬等の開発が進む中、多剤投与による副作用の懸念の高まり、薬物療法において特に副作用に注意を要する疾病（がん、糖尿病等）を有する患者の外来治療へのシフトなどが見られる。
- 医療機関の機能分化、在宅医療や施設・居住系介護サービスの需要増等が進捗する中で、患者が地域で様々な療養環境（入院、外来、在宅医療、介護施設など）を移行するケースが増加している。
- 薬剤師・薬局は、このような状況の変化に対応し、地域包括ケアシステムを担う一員として、医療機関等の関係機関と連携しつつ、その専門性を発揮し、患者に安全かつ有効な薬物療法を切れ目なく提供する役割を果たすことが求められている。



法改正

令和元年12月4日に医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律の一部を改正する法律(令和元年法律第63号)が公布され、特定の機能を有する薬局の認定制度が令和3年8月1日から施行されました。

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定について

地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定

この制度は、薬剤師・薬局を取り巻く状況が変化中、**患者が自身に適した薬局を選択できる**よう、以下の機能を有すると認められる薬局について、都道府県の認定により名称表示を可能とするものです。

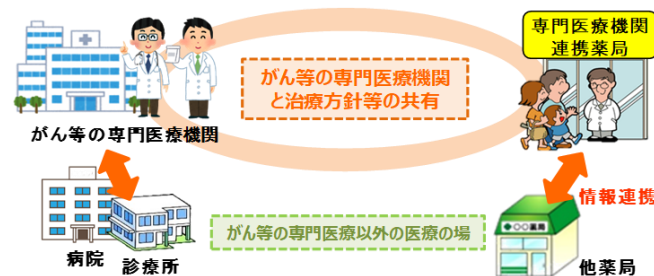
(1) 地域連携薬局

入退院時の医療機関等との情報連携や、在宅医療等に地域の薬局と連携しながら一元的・継続的に対応できる薬局



(2) 専門医療機関連携薬局

がん等の専門的な薬学管理に関係機関と連携して対応できる薬局



認定要件

各認定については、以下の表のとおり、要件と具体的な基準が定められており、申請の際に各項目を満たしていることを添付書類等により確認します。

なお、認定の**有効期間が1年間**であることから、**認定の継続には、毎年認定の更新が必要**です。

地域連携薬局および専門医療機関連携薬局の認定について①

地域連携薬局の認定にかかる要件および具体的な基準

	要件	具体的な基準
1	患者に配慮した構造設備 (法第6条の2第1項第1号)	<ul style="list-style-type: none">○利用者が座って服薬指導等を受けることができる、間仕切り等で区切られた相談窓口その他の区画並びに相談の内容が漏えいしないよう配慮した設備の設置○高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	他の医療提供施設との情報共有 (法第6条の2第1項第2号)	<ul style="list-style-type: none">○地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加○地域の医療機関に勤務する薬剤師その他の医療関係者に対し、利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報について随時報告及び連絡することができる体制の整備○上記の報告・連絡を行った実績（月平均30回以上）○地域の他の薬局に対して、利用者の薬剤及び医薬品の使用に関する情報を報告及び連絡できる体制の整備
3	安定的に薬剤を供給する業務の体制 (法第6条の2第1項第3号)	<ul style="list-style-type: none">○開店時間外の利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制の整備○休日及び夜間に調剤の求めがあった場合の、地域の他の薬局と連携した対応体制の整備○地域の他の薬局へ医薬品を提供する体制の整備○麻薬の調剤の求めがあった場合の調剤応需体制の整備○無菌製剤処理を実施できる体制の整備○医療安全対策に係る事業への参加、その他の医療安全対策の実施○継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置○地域包括ケアシステムに関する研修を修了した常勤薬剤師の半数以上の配置○従事する全ての薬剤師に対する1年以内ごとの地域包括ケアシステムに関する研修又はこれに準ずる研修の計画的な実施○地域の他の医療提供施設に対する医薬品の適正使用に関する情報の提供実績
4	在宅医療への対応 (法第6条の2第1項第4号)	<ul style="list-style-type: none">○居宅等における調剤並びに情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を実施した実績（月平均2回以上）○高度管理医療機器等の販売業の許可の取得及び、訪問診療を利用する者が必要な医療機器及び衛生材料を提供する体制の整備

地域連携薬局および専門医療機関連携薬局の認定について②

専門医療機関連携薬局の認定にかかる要件および具体的な基準

	要件	具体的な基準
1	患者に配慮した構造設備 (法第6条の2第1項第1号)	<ul style="list-style-type: none">○利用者が座って情報の提供及び薬学的知見に基づく指導を受けることができる個室その他のプライバシーの確保に配慮した設備の設置○高齢者、障害者等の円滑な利用に適した構造
2	他の医療提供施設との情報共有 (法第6条の2第1項第2号)	<ul style="list-style-type: none">○専門的な医療の提供等を行う医療機関との間で開催される会議への継続的な参加○専門医療機関の医療関係者に対し、利用者（がん）の薬剤等の使用情報について随時報告・連絡できる体制の整備○医療機関の医療関係者に対し、利用者（がん）の薬剤等の使用情報について報告・連絡を行った実績（がん患者の半数以上報告・連絡した実績）○地域の他の薬局に対し、利用者（がん）の薬剤等の使用情報について報告・連絡できる体制の整備
3	専門的な薬学的知見に基づく業務の体制 (法第6条の2第1項第3号)	<ul style="list-style-type: none">○開店時間外の利用者からの薬剤及び医薬品に関する相談に対応する体制の整備○休日及び夜間に調剤の求めがあった場合の、地域の他の薬局と連携した対応体制の整備○地域の他の薬局へがんに係る医薬品を提供する体制の整備○麻薬の調剤の求めがあった場合の調剤応需体制の整備○医療安全対策に係る事業への参加、その他の医療安全対策の実施○継続して1年以上勤務している常勤薬剤師の半数以上の配置○がんに係る専門性を有する常勤薬剤師の配置○薬事に関する実務に従事する全ての薬剤師に対するがんに係る専門的な研修の計画的な実施○地域の他の薬局に対するがんに関する研修の継続的な実施○地域の他の医療提供施設に対するがんに係る医薬品の適正使用に関する情報の提供実績

昨年度審議いただいた事項のその後について

地域連携薬局の要件である「**地域包括ケアシステムの構築に資する会議への継続的な参加**」を満たすためには、以下の**3つの会議等への参加に限定**されていますが、実情としてはこれ以外の会議に参加し、必要な連携を行っているケースがあることから、地方公共団体が定める条例・規則等に位置付けられ、多職種が参加し、地域包括ケアに関する検討を行う会議であれば、要件として認めることとします。

- 介護保険法第115条の48で規定され、市町村又は地域包括支援センターが主催する地域ケア会議
- 指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準第13条第9号で規定され、介護支援専門員が主催するサービス担当者会議
- 地域の多職種が参加する退院時カンファレンス

令和5年3月31日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡『地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局の認定基準に関するQ & Aについて（令和5年3月31日一部改正）』において昨年度審議いただいた事項について、厚生労働省から事務連絡が発出された。

【地域包括ケアシステムの構築に資する会議への参加】

（問1）規則第10条の2第2項第1号における「地域包括ケアシステムの構築に資する会議」として、通知第2の2（1）では地域ケア会議等の3会議を示しているが、その他に認められる会議はあるか。

（答）地域包括ケアシステムの構築においては、医療・介護に係る地域の課題の把握と社会資源の発掘、地域の関係者による対応策の検討、対応策の決定・実行というPDCAサイクルを回すことが重要である。地域包括ケアシステムの構築に資する会議とは、このサイクルの各段階の実施過程において、地域の関係者が主体的に参加する会議であり、通知に示した3会議と同様の趣旨の会議であれば、地方公共団体が定める条例・規則等に位置づけられる、地域課題の抽出や対応策の検討を行う会議も含めることとして差し支えない。なお、継続的に開催されない会議や、研修会・講演会等は含まないことに留意いただきたい。

（これまで、認定薬局のQ & Aについては、令和3年1月29日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡および令和3年12月2日付け厚生労働省医薬・生活衛生局総務課事務連絡を基に審査してきたが、その事務連絡が取りまとめられ、1本の事務連絡となった）。

地域連携薬局および専門医療機関連携薬局の認定状況について

認定状況

○地域連携薬局： 66 薬局 (令和6年1月31日時点) (参考：令和5年1月31日時点：51薬局)

地域 ※構想別	桑員	三泗	鈴亀	津	伊賀	松阪	伊勢志摩	東紀州	県全体
地域連携薬局数	1	8	19	13	5	10	10	0	66
令和3年度新規認定数	0	6	17	2	1	4	6	0	36
令和4年度新規認定数	1	4	1	7	2	4	6	0	25
令和4年度廃止数	0	2	5	0	0	1	2	0	10
令和5年度新規認定数	0	1	6	4	2	3	0	0	16
令和5年度廃止数	0	1	0	0	0	0	0	0	1
(参考)中学校区	17	26	13	20	15	18	24	16	149

○専門医療機関連携薬局： 4 薬局 (令和6年1月31日時点) (参考：令和5年1月31日時点：4薬局)

地域 ※構想別	桑員	三泗	鈴亀	津	伊賀	松阪	伊勢志摩	東紀州	県全体
専門医療機関連携薬局数	0	0	0	2	0	0	2	0	4
令和3年度新規認定数	0	0	0	3	0	0	2	0	5
令和4年度新規認定数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和4年度廃止数	0	0	0	1	0	0	0	0	1
令和5年度新規認定数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
令和5年度廃止数	0	0	0	0	0	0	0	0	0

人口10万人あたりの認定薬局について（令和5年12月末時点）

都道府県	人口	面積	人口密度	地域連携薬局			専門医療機関連携薬局		
	(人)	(km2)	(人/km2)	件数	人口10万人あたり	人口10万人あたりの ランキング	件数	人口10万人あたり	人口10万人あたりの ランキング
北海道	5,224,614	83,423.81	65.54	205	3.92	7	13	0.25	7
青森県	1,237,984	9,645.95	124.86	28	2.26	32	1	0.08	34
岩手県	1,210,534	15,275.01	77.28	26	2.15	37	2	0.17	12
宮城県	2,301,996	7,282.29	313.03	83	3.61	10	6	0.26	6
秋田県	959,502	11,637.52	79.91	18	1.88	41	0	0.00	40
山形県	1,068,027	9,323.15	111.65	23	2.15	36	3	0.28	5
福島県	1,833,152	13,784.14	129.8	66	3.60	11	1	0.05	37
茨城県	2,867,009	6,097.54	465.94	140	4.88	2	6	0.21	10
栃木県	1,933,146	6,408.09	297.81	60	3.10	21	4	0.21	11
群馬県	1,939,110	6,362.28	300.72	54	2.78	25	3	0.15	16
埼玉県	7,344,765	3,797.75	1,931.98	246	3.35	16	10	0.14	24
千葉県	6,284,480	5,156.74	1,216.91	197	3.13	20	10	0.16	13
東京都	14,047,594	2,194.05	6,399.46	687	4.89	1	16	0.11	29
神奈川県	9,237,337	2,416.32	3,821.01	364	3.94	6	13	0.14	22
新潟県	2,201,272	12,583.96	171.06	78	3.54	12	1	0.05	39
富山県	1,034,814	4,247.54	239.27	42	4.06	5	3	0.29	4
石川県	1,132,526	4,186.23	267.02	39	3.44	15	1	0.09	32
福井県	766,863	4,190.58	179.68	12	1.56	45	0	0.00	40
山梨県	809,974	4,465.27	179.52	13	1.60	44	0	0.00	40
長野県	2,048,011	13,561.56	148.99	48	2.34	30	5	0.24	8
岐阜県	1,978,742	10,621.29	183.16	49	2.48	28	1	0.05	38
静岡県	3,633,202	7,777.02	460.61	119	3.28	17	3	0.08	33
愛知県	7,542,415	5,173.24	1,449.29	140	1.86	42	10	0.13	25
三重県	1,770,254	5,774.48	301.79	64	3.62	9	4	0.23	9
滋賀県	1,413,610	4,017.38	350.82	49	3.47	13	6	0.42	1
京都府	2,578,087	4,612.20	552.97	124	4.81	3	3	0.12	27
大阪府	8,837,685	1,905.34	4,611.99	280	3.17	19	13	0.15	20
兵庫県	5,465,002	8,400.94	643.24	167	3.06	23	6	0.11	30
奈良県	1,324,473	3,690.94	353.83	29	2.19	35	0	0.00	40
和歌山県	922,584	4,724.69	191.16	16	1.73	43	0	0.00	40
鳥取県	553,407	3,507.13	155	17	3.07	22	0	0.00	40
島根県	671,126	6,707.86	98.07	14	2.09	38	1	0.15	19
岡山県	1,888,432	7,114.77	261.71	50	2.65	26	3	0.16	14
広島県	2,799,702	8,479.00	325.47	97	3.46	14	2	0.07	35
山口県	1,342,059	6,112.50	214.8	30	2.24	33	2	0.15	18
徳島県	719,559	4,146.99	169.7	27	3.75	8	1	0.14	23
香川県	950,244	1,876.91	497.5	40	4.21	4	0	0.00	40
愛媛県	1,334,841	5,675.98	230.12	35	2.62	27	2	0.15	17
高知県	691,527	7,102.91	95.13	22	3.18	18	1	0.14	21
福岡県	5,135,214	4,987.64	1,026.13	120	2.34	31	8	0.16	15
佐賀県	811,442	2,440.67	327.99	8	0.99	46	3	0.37	3
長崎県	1,312,317	4,130.99	310.48	32	2.44	29	5	0.38	2
熊本県	1,738,301	7,409.18	231.84	34	1.96	40	2	0.12	28
大分県	1,123,852	6,340.70	174.48	32	2.85	24	1	0.09	31
宮崎県	1,069,576	7,734.24	135.99	22	2.06	39	0	0.00	40
鹿児島県	1,588,256	9,186.33	170.07	35	2.20	34	2	0.13	26
沖縄県	1,467,480	2,282.15	643.53	7	0.48	47	1	0.07	36
全国	126,146,099	377,973.26	335.06	4088	3.24	-	178	0.14	-

- 地域連携薬局等の認定制度については、開始から2年以上経過し、認定数は増加しており、薬局の機能強化に寄与していますが、一方で、「認知度が低い」、「患者に対するメリットが不明確」、「健康サポート薬局との地域の中での位置付けや違いが分かりにくい」等の意見があります。
- 地域連携薬局等の認定薬局数は増加していますが、引き続き、厚生労働省の想定する日常生活圏域（中学校区）ごとに1薬局以上を目標に制度を進めていく必要があります。

[参考]

厚生労働省の想定する本県における地域連携薬局数：149薬局

（日常生活圏域（中学校区：令和5年4月1日時点：149校区）ごとに少なくとも1薬局以上）

- 専門医療機関連携薬局については、厚生労働省が想定する薬局の数は満たしていますが、各二次医療圏で1薬局以上を目標は満たしていないことから、引き続き制度を進めていく必要があります。

[参考]

厚生労働省の想定する本県における専門医療機関連携薬局数：4薬局

（2次医療圏（4医療圏（北勢、中勢伊賀、南勢志摩、東紀州））ごとに少なくとも1薬局以上）

認定薬局関係に関する厚生労働省の動きについて

厚生労働省では、令和5年12月に薬局・薬剤師の機能強化等に関する検討会を立上げ、以下の事項について検討することとしています。

【背景】

- 少子高齢化の進展に伴い、医療需要が増大する一方、医療の担い手確保が困難になる中、在宅患者への夜間・休日等の緊急時や離島・へき地等での薬剤提供が課題として指摘されている。
- 薬局・薬剤師は、高度化、普及してきたICT技術等を活用しつつ、関係職種と連携しながら、専門性を発揮することも求められている。
- 加えて、令和元年改正薬機法により導入された地域連携薬局及び専門医療機関連携薬局や健康サポート薬局についても、上記の課題を踏まえつつ、その機能や果たすべき役割などを整理することが必要である。
- こうした背景を踏まえ、薬局・薬剤師の機能強化等に関する諸課題について検討が必要。

【検討内容】（※優先的に検討する事項）

- （1）夜間・休日及び離島・へき地での外来・在宅医療における薬剤提供のあり方
- （2）認定薬局、健康サポート薬局など薬局の機能の在り方 等

認定薬局、健康サポート薬局など薬局の機能のあり方に関する課題

- 薬局薬剤師については、平成27年に厚生労働省が作成した「患者のための薬局ビジョン」において、かかりつけ薬剤師・薬局の機能の推進、対物中心の業務から対人中心の業務へのシフトを図り、対人業務の強化や医療機関等との地域連携等を実現することとし、また、患者が自身に適した薬局を主体的に選択できるよう、健康サポート薬局、認定薬局（地域連携薬局、専門医療機関連携薬局）制度により、一定の機能を有する薬局について表示又は名称を使用できる制度が導入されている。
- 一方、健康サポート薬局や認定薬局については薬局側に名称を使用（表示）できる以外のインセンティブがなく、また、利用者にとどのようなメリットがあるのか不明確であり、十分に活用されていない状況にあると考えられる。
- 特に、健康サポート薬局、地域連携薬局については、在宅対応を含むかかりつけ薬剤師・薬局としての機能を持つことを基準の一部としているなど共通している部分もあり、地域の中での位置付けや違いがわかりにくいとの指摘もなされている。
- 地域において求められる薬剤師サービスは、医薬品の供給拠点、在宅対応、夜間・休日の対応、健康サポート、新興感染症・災害等の有事対応、医薬品関連情報の発信、薬事衛生等が考えられるが、このような機能を薬局がどのように担うのか検討が必要。
- これらの薬剤師サービスを全ての薬局が個別に対応することは困難であり、地域全体で効率的・効果的に必要な薬剤師サービスを提供していく観点から、個々の薬局がかかりつけ薬剤師・薬局としての役割を果たす前提で地域の薬局が連携して対応する仕組みを構築することが重要であると指摘されている。
- このような状況を踏まえ、健康サポート薬局、認定薬局について、患者等が利用する、医療関係者が連携する薬局を選定する際に有用となる制度となるよう、その機能や地域における役割・位置付けを改めて整理・明確化することが必要である。

今後の対応方針（案）

薬局の認定制度については、地域における認定の取得状況をふまえながら、以下の方針で取組を進めていきたい。

1 薬局向けの取組

《薬局への制度の周知》

- 地域連携薬局等の認定取得を進めるため、薬局向けの研修会等の機会を通じ、認定制度の趣旨や申請方法の周知を行います。

《在宅医療への参画の支援》

- 薬局の在宅医療への参画については、これからの薬局に求められる機能の一つであることから、在宅医療への参画が進むよう、引き続き、薬局・薬剤師に対する研修や環境整備について支援を行います。

2 県民向けの取組

《制度の周知》

- 認定薬局の制度について、県ホームページに掲載するとともに、「薬と健康の週間」等の機会を通じ、広報・啓発に努めます。

《認定を受けている薬局の周知》

- 県ホームページへ認定薬局リストを掲載し、毎月更新します。
- 本年4月から公開を予定している「医療情報ネット」において、現行の「薬局案内みえ」よりも詳細な情報が掲載可能となることから、県民が薬局を選ぶ際に認定にかかる情報を得やすい環境を整えます。

3 地域薬剤師会との情報共有／意見交換

- 各地区薬剤師会と認定薬局の状況や法改正等に係る情報共有や意見交換を実施し、対話を通じて、地域の薬局が抱えている課題等を把握し、今後の施策等への展開を含め検討します。